

平成 29 年度(平成 28 年分)から実施される主な税制改正

金融所得課税の一体化について

公社債等について、税負担に左右されず金融商品を選択できるよう、異なる税率等の課税方式の均衡化を進める観点から、株式等の課税方式と同一化されました。

また、損益通算範囲が拡大され、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得が、上場株式等と同様の取扱いとなり、損益通算や3年間の繰越控除が可能となりました。

●株式等の課税方式と同一化

内容	所得区分	平成 28 年度まで	改正後	
		公社債等	特定公社債等*1	一般公社債等*2
利息 利子	利子 所得 等	源泉分離課税 20% (所得税 15%、 住民税 5%)	申告分離課税 20% (所得税 15%、 住民税 5%)	源泉分離課税 20% (所得税 15%、 住民税 5%)
譲渡 損益	譲渡 所得	非課税	申告分離課税 20% (所得税 15%、 住民税 5%)	申告分離課税 20% (所得税 15%、 住民税 5%)
償還 差益	雑 所得	総合課税 (所得税超過累進税率、 住民税 10%)		

なお、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、復興特別所得税が所得税に併せて徴収されます。

*1：特定公社債等とは、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権、特定目的信託の社債的受益権で公募のものをいいます。なお、特定公社債の範囲は国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債等です。

*2：一般公社債等とは、特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権、特定目的信託の社債的受益権で私募のものをいいます。

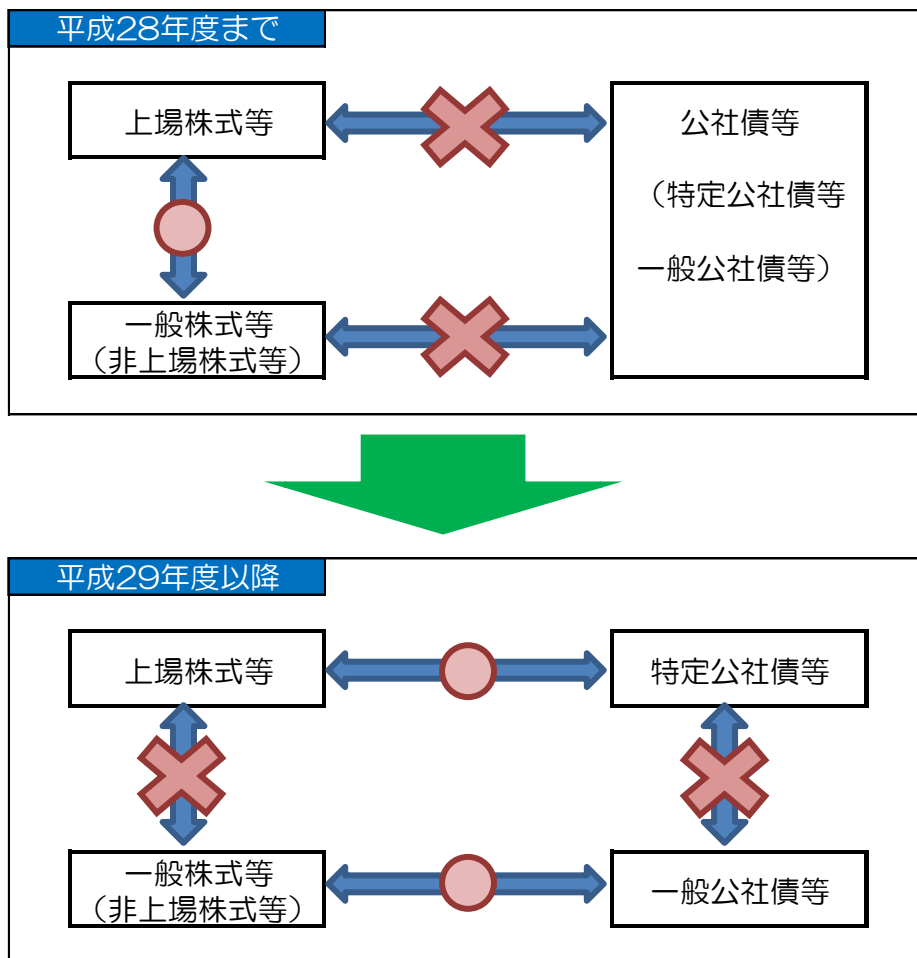
● 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組

株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、次の①及び②の所得区分で別々の分離課税制度となりました。

① 特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税

② 一般公社債等及び一般株式等（非上場株式等）に係る譲渡所得等の分離課税
 これまで可能であった①の上場株式等と②の一般株式等（非上場株式等）とのあいだでの損益通算はできなくなります。

・ 損益通算



・ 繰越控除

区分	各区分内の繰越控除
特定公社債及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税	できる
一般公社債等及び一般株式等（非上場株式等）に係る譲渡所得等の分離課税	できない